

郡山市上下水道事業の概要について

令和8年6月5日(金)

郡山市上下水道局

郡山市の水道事業について

説 明 項 目

- 1 水道事業について
- 2 郡山市水道事業の歴史
- 3 郡山市の浄水場・給水区域
- 4 水道料金体系について

1 水道事業について

1) 水道事業とは（水道法第1条）

➤ 水を供給する事業

目的

水質 = 「清浄」

水量 = 「豊富」

対価 = 「低廉」

公衆衛生の向上と
生活環境の改善を図る

○経 営 ⇒ 市町村

○水道事業 ⇒ 「地方公営企業法」が適用

・郡山市上下水道局は 郡山市が経営する「企業」

2) 水道事業の経営（下水道事業・農業集落排水事業も同様）

○地方公営企業の経営の基本原則

（地方公営企業法第3条）

常に企業の経済性を発揮

公共の福祉を増進

○地方公営企業の特徴

①独立採算制

②企業会計方式

③行政と経営の分離



- 水道料金で運営
- 複式簿記の採用
- 経営責任者として事業管理者の設置

3) 水道の種類

事業の種類		事業の定義	本市の状況	運営
水道事業	上水道事業	不特定多数人へ供給する事業で計画給水人口が 5001人以上	上水道	郡山市
	簡易水道事業	不特定多数人へ供給する事業で計画給水人口が 101人以上 5000人以下	湖南・熱海 簡易水道事業	郡山市
	専用水道	特定者へ供給する事業で、 居住人口が101人以上	4施設 (R7末現在)	民間

※郡山市では、上水道事業と簡易水道事業の2種類の事業を運営している。

4) 郡山市水道事業の業務量

項目	令和7年度
行政区域内総人口	314,934人
給水人口	305,230人
給水戸数	140,868戸
上水道普及率	96.9%
年間総給水量	37,904,135m ³
年間総有収水量	34,206,195m ³
一日平均給水量	103,847m ³

※年間総有収水量：年間総給水量のうち、水道料金徴収の対象となった水量

2 郡山市水道事業の歴史

1) 近代水道の創設

○明治45年（1912年） 4月1日
安積疏水の水を利用した豊田浄水場を建設・
通水

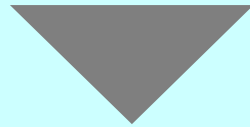
○全国で23番目、東北では、秋田市、青森市に
次ぐ3番目に通水

○平成24年（2012年）100周年

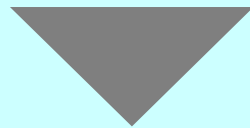


1) 近代水道の創設

○近代水道創設以前は、ため池や湧き水を使用



○安積開拓の成功や安積疏水の通水により、
製糸業等の工業が目覚しく発達



○現住人口・交流人口が大幅に増加

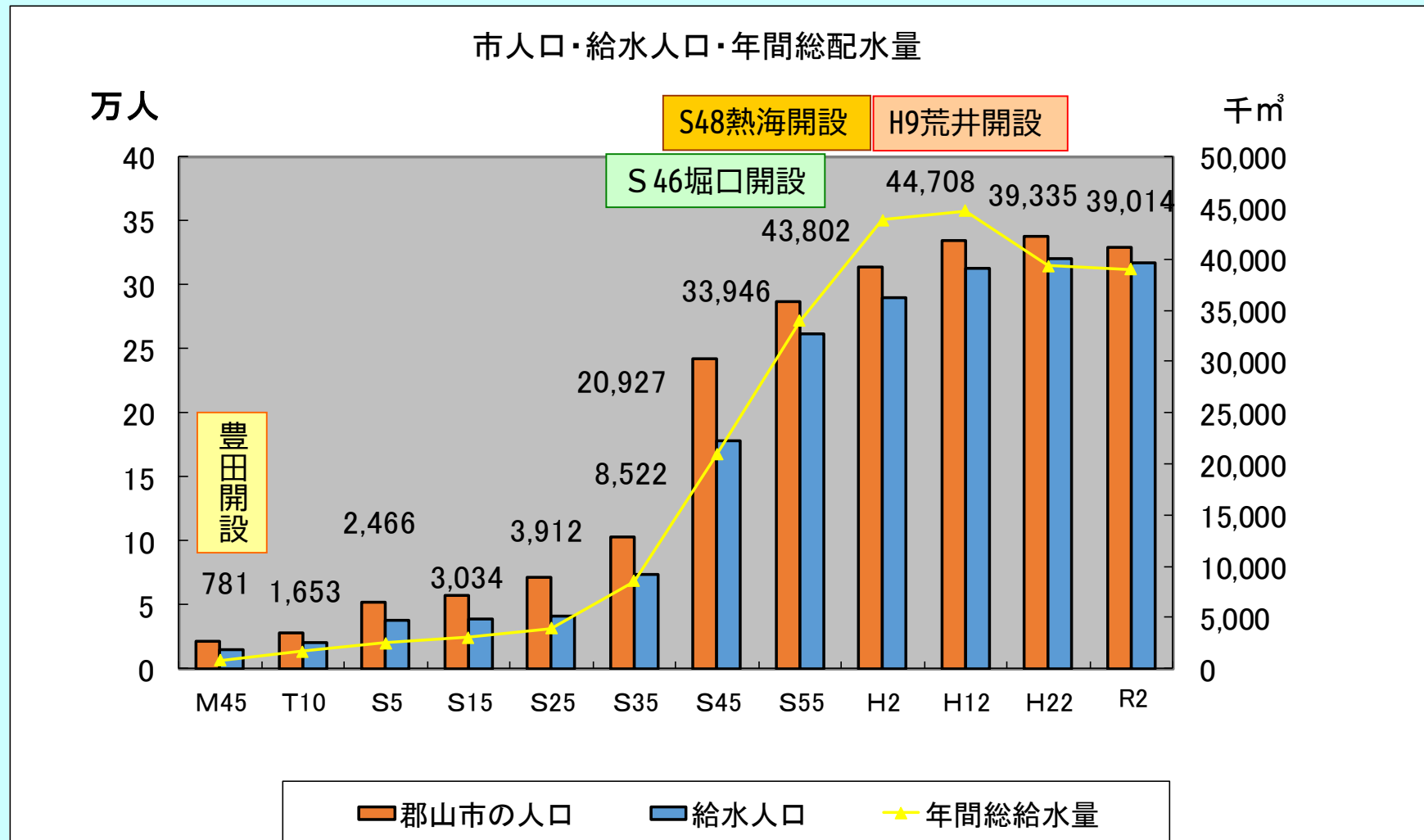
深刻な水不足



○町の総予算の5倍(完成時には6倍)の建設費
を投じて建設

2) 拡張の歴史

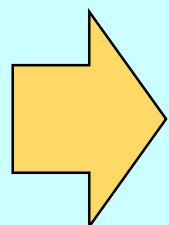
7 次にわたる拡張事業



3) 拡張から維持管理の時代へ

第8次事業

- 水需要の動向を踏まえ、計画を下方修正
- 施設の老朽化等の課題を抱えていた豊田浄水場を廃止し、その機能を堀口浄水場へ統合する
「浄水施設統合事業」が主要事業



- 「安全」「安定」「強靱」な水道の構築
- 水道施設の効率的な運用

3 郡山市の浄水場・給水区域

1) 郡山市上水道の浄水場



給水開始 昭和48年4月
年間総給水量に 1.6%
占める割合(R7)
○主に磐梯熱海温泉街へ給水



給水開始 平成9年7月
年間総給水量に 16.9%
占める割合(R7)
○東北で初めて、オゾンと活性炭による高度浄水処理を導入



給水開始 昭和46年7月
年間総給水量に 81.4%
占める割合(R7)
○本市の基幹浄水場



給水開始 昭和36年12月
年間総給水量に 0.1%
占める割合(R7)
○旧中田簡易水道

2) 郡山市簡易水道の配水施設



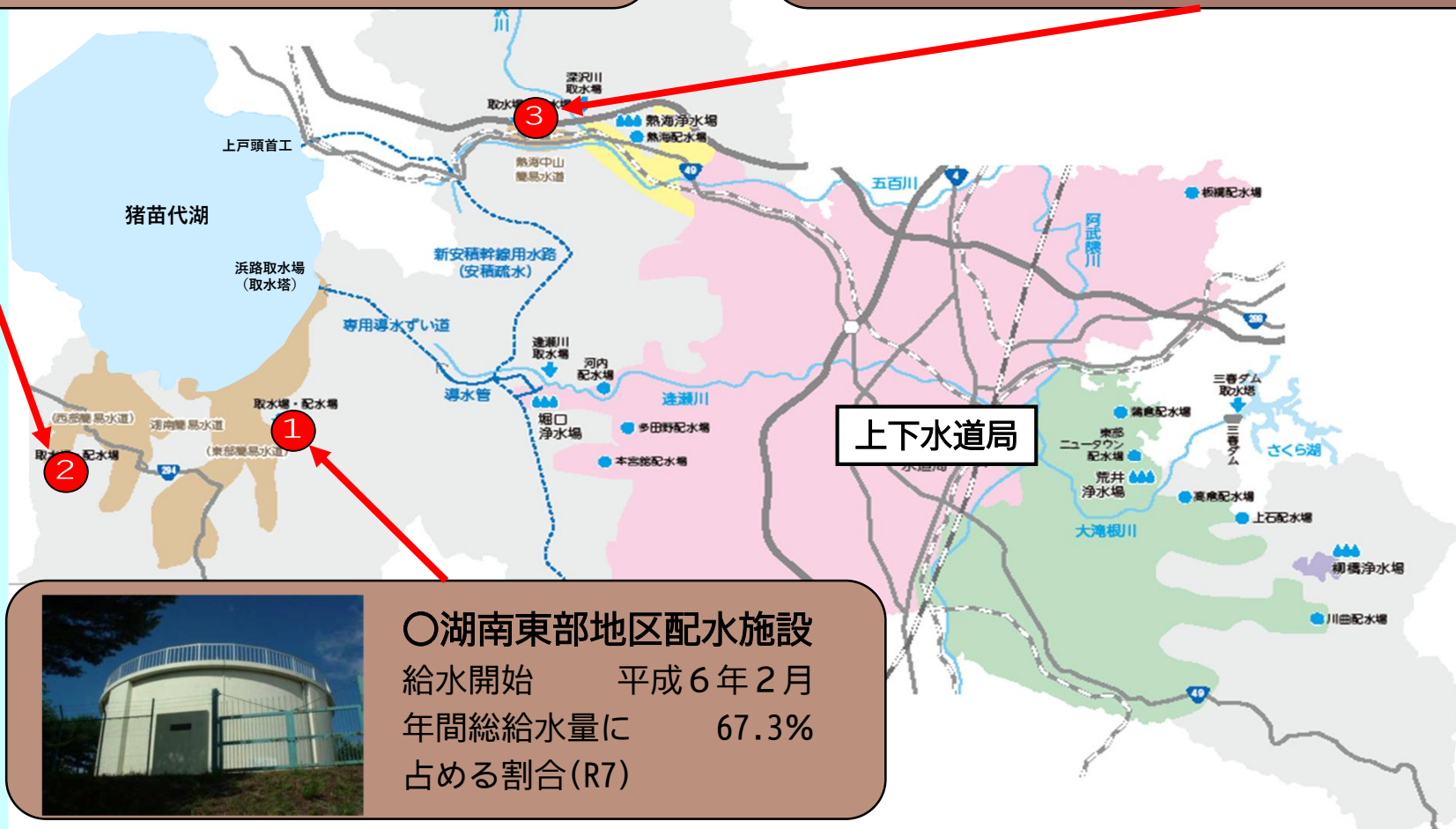
○湖南西部地区配水施設

給水開始 平成11年2月
年間総給水量に 30.4%
占める割合(R7)



○熱海地区配水施設

給水開始 平成6年6月
年間総給水量に 2.3%
占める割合(R7)

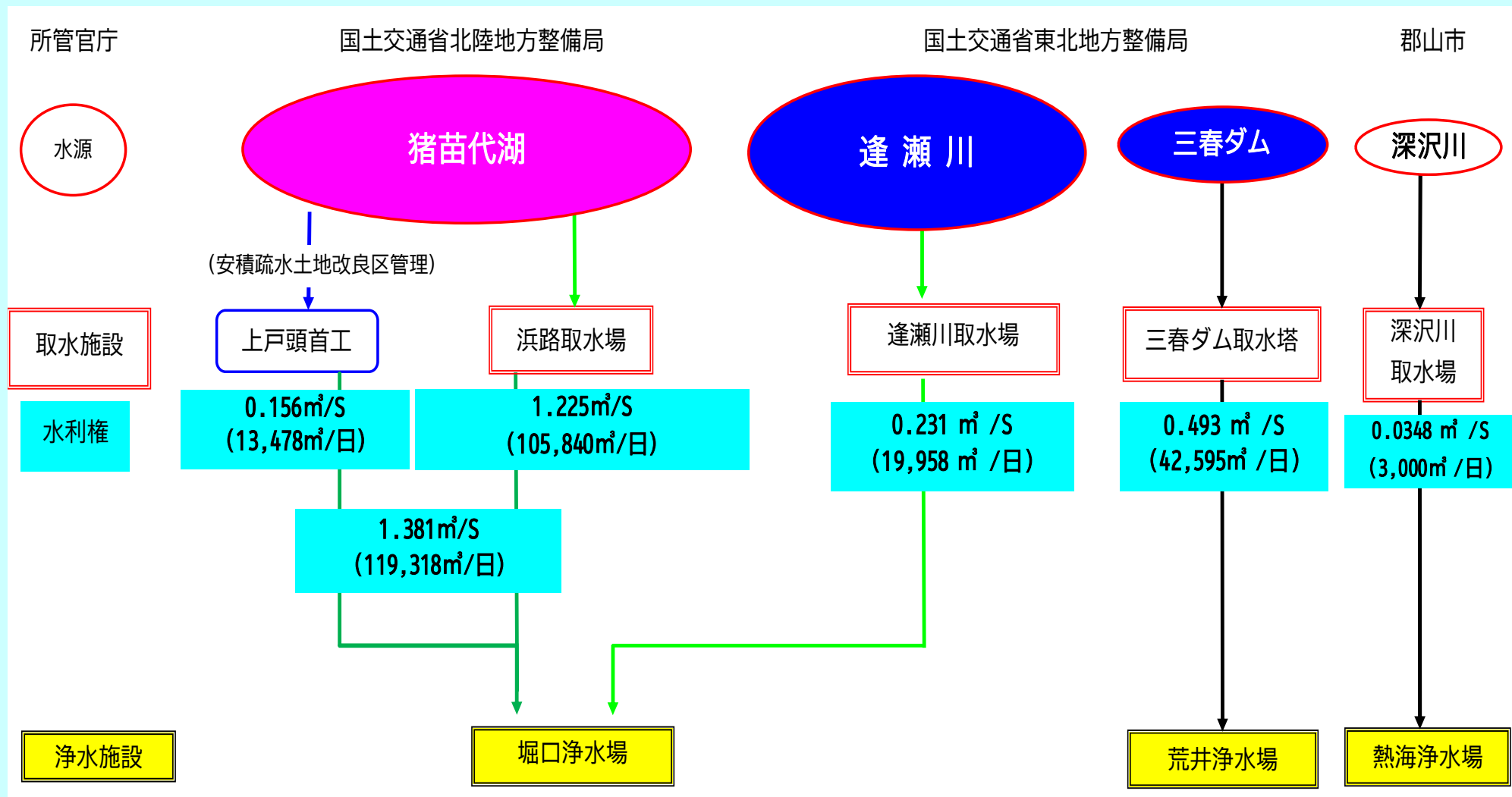


○湖南東部地区配水施設

給水開始 平成6年2月
年間総給水量に 67.3%
占める割合(R7)

3) 郡山市上水道の水源と水利権

河川法に基づく水利使用許可（水利権）



4 水道料金体系について

料金に関する法律

地方公営企業法 第21条（料金）

地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

- 2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法 第14条（供給規程）

水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

- 2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
 - 二 料金が、低率又は定額をもって明確に定められていること。
 - 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

郡山市の水道料金

(月額・税込)

一般用

使用水量に関わらず
かかる料金

口径	準備料金 (円)
13mm	1,166
20mm	3,157
25mm	5,170
40mm	15,840
50mm	23,430
75mm	58,520
100mm	100,100
125mm	100,100
150mm	217,800
200mm	309,100

+

使用水量に応じてかかる料金

使用水量	水量料金 (円/m ³)
1~20m ³	102.3
21m ³ ~	226.6



水道料金

【参考】一般家庭の水道料金
(口径13mm・使用水量20m³)

3,212円/月

郡山市の水道料金(中田町柳橋・中津川)

○3段階引き上げの内容(口径13mm・使用水量20m³) (月額・税込)

年度	令和4～7年度	令和8～12年度	令和13年度～
準備料金	530	680	970
水量料金	1,000	1,300	1,600
消費税10%	153	198	257
計	1,683	×約1.3 → 2,178	×約1.3 → 2,827

○令和8年6月から

口径	準備料金(円)
13mm	748
20mm	2,046
25mm	3,355
40mm	10,296
50mm	15,224
75mm	38,038

+

使用水量	水量料金(円/m ³)
1～20m ³	71.5
21m ³ ～	148.5

水道料金

【参考】一般家庭の水道料金
(口径13mm・使用水量20m³)

2,178円/月

➤ 現行の水道料金との格差については、今後解消していく予定。

郡山市の簡易水道料金(湖南・熱海中山)

○3段階引き上げの内容(口径13mm・使用水量20m³) (月額・税込)

年度	令和4～7年度	令和8～12年度	令和13年度～
準備料金	630	780	970
水量料金	1,200	1,400	1,600
消費税10%	183	218	257
計	2,013	×約1.2 → 2,398	×約1.2 → 2,827

○令和8年6月から

口径	準備料金(円)
13mm	858
20mm	2,365
25mm	3,872
40mm	11,880
50mm	17,567
75mm	43,890

+

使用水量	従量料金(円/m ³)
1～20m ³	77
21m ³ ～	165

簡易水道料金

【参考】一般家庭の簡易水道料金
(口径13mm・使用水量20m³)

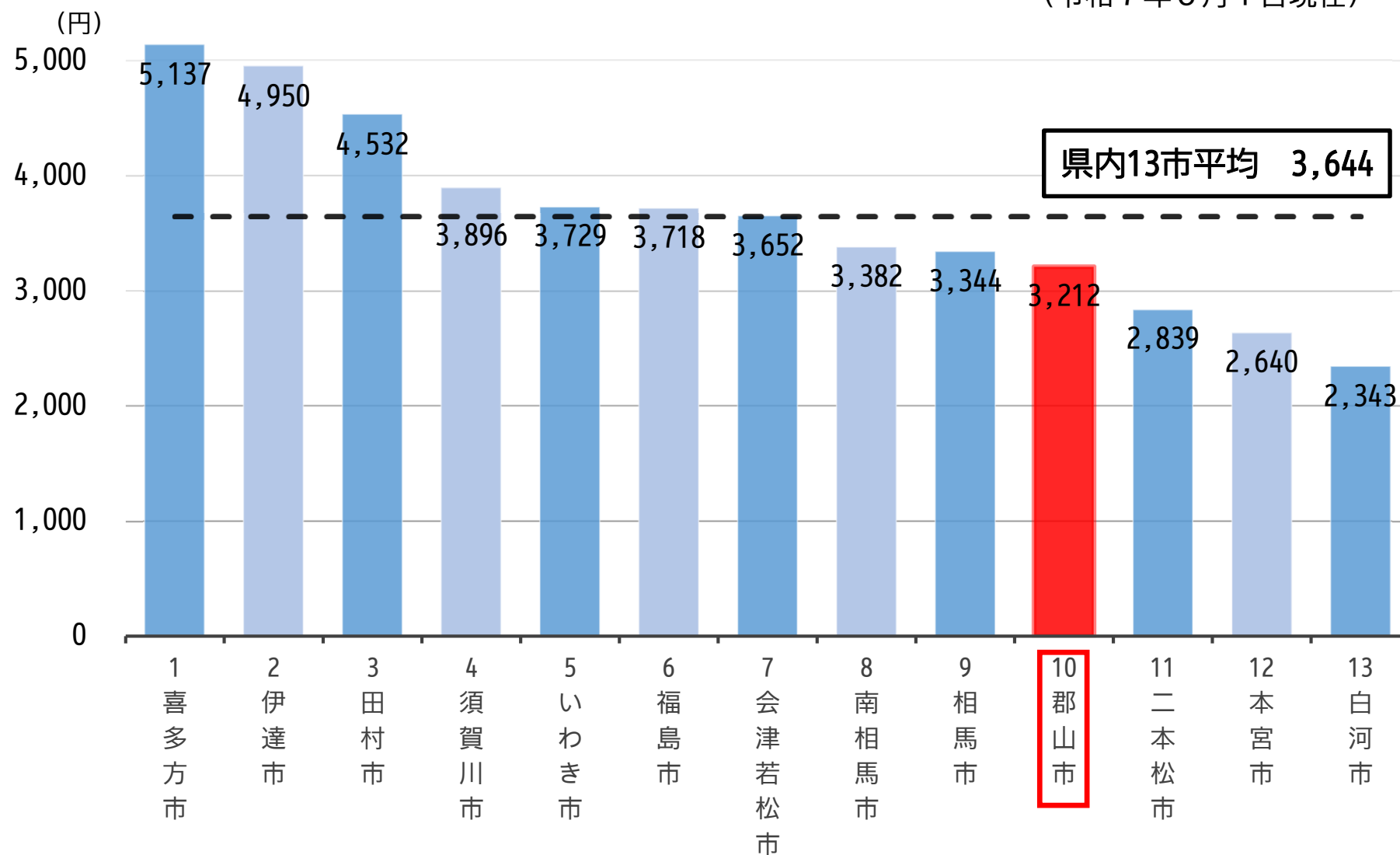
2,398円/月

➤ 現行の水道料金との格差については、今後解消していく予定。

福島県内 13 市の水道料金

水道料金比較（県内13市）

口径13mm・20m³/月の場合の比較
（令和7年6月1日現在）



memo

郡山市の下水道事業

農業集落排水事業

について

説明項目

- 1 下水道事業について
- 2 郡山市下水道事業等のあゆみ
- 3 近年の国の動向
- 4 汚水事業
- 5 雨水事業

1 下水道事業について

○ 役割と種類

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。（下水道法第1条抜粋）

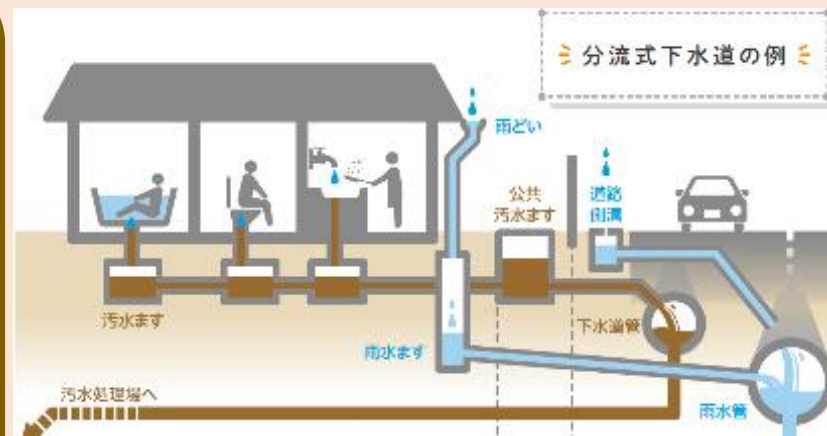
汚水

公共用水域の水質保全

汚水を集めて浄化し、川や海に流すので、水質が保全できる。

生活環境の改善

家庭や工場の汚水を排除し、蚊やハエの発生を防ぎ、まちがきれいになる。



雨水

雨水の排除

街なかに降った雨水を側溝や下水管を通して排除し、浸水を防いで被害を軽減する。

下水道事業は、「**汚水私費**」・「**雨水公費**」の原則による事業経営

○公共下水道（污水・雨水）とは
主として市街地における下水（污水・雨水）を排除、処理する施設

＊市街地以外で、特定の環境を保全するための公共下水道あり（特定環境保全公共下水道）

○農業集落排水施設とは
農村地域における污水を排除、処理する施設

○合併処理浄化槽とは
トイレの排水のほか、台所や風呂等の生活排水もあわせて処理する施設



2 郡山市の下水道事業等のあゆみ

下水処理 種別 年代	郡山市 公共下水道	流域関連 公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落 排水施設	合併処理 浄化槽	浸水対策
～1979 (昭和54)	1958 (昭和 33) 事業着手	1977 (昭和 52) 事業着手				1958 (昭和 33) 事業着手
	1970 (昭和 45) 郡山市浄化センター 供用開始					1977 (昭和 52) 梅田ポンプ場 供用開始
1980 (昭和55)		1988 (昭和 63) 県中浄化センター (福島県) 供用開始		1988 (昭和 63) 事業着手		
1990 (平成2年)			1993 (平成 5) 事業着手		1993 (平成 5) 合併処理浄化槽 設置補助制度開始	水門町ポンプ場 古川ポンプ場 横塚ポンプ場 供用開始
2000 (平成12年)	2008 (平成 20) 県中浄化センター (福島県) への接続替え		2002 (平成 14) 湖南浄化センター 供用開始	2009 (平成 21) 全計画地区 整備完了(17地区14施設)		古坦ポンプ場 五百淵ポンプ場 供用開始
2010 (平成22年)						2014 (平成 26) 100mm/h 安心プラン登録
2020 (令和2年)						2026 (令和 8) 石塚ポンプ場 供用開始

1) 汚水処理施設の整備状況（面積）

（令和7年度末）

行政区域＝郡山市 75,720 ha

＜農業集落排水施設＞

17地区(14施設)

(1,521.5ha)

＜湖南特環公共下水道＞

全体計画 180.0ha

事業計画

174.5ha

整備済面積

155.5ha

整備率
89.1%

＜流域関連公共下水道＞

全体計画 6,614.1ha

事業計画 5,680.1ha

整備済面積

4,780.8ha

整備率
84.2%

* 合併処理浄化槽区域 = 行政区域 - (流関 + 特環 + 農集)

全体計画区域：将来的に下水道の整備を想定している区域

事業計画区域：下水道の整備を進める区域

※流域関連公共下水道の事業計画及び農業集落排水には赤沼地区、

高倉地区、川田地区、早稲原地区、上伊豆島地区の面積を含む(119.1ha)

2) 污水处理施設の整備状況（人口）

（令和7年度末）

種 別		污水处理 区域内人口	污水处理 人口普及率	接続人口	接続率 (水洗化率)
公 共 下水道	流域関連	233,879	75.8%	216,597	92.6%
	湖南特環	2,143	0.7%	1,436	67.0%
	計	236,022	76.5%	218,033	92.4%
農業集落排水施設		10,768	3.5%	7,987	74.2%
合併処理浄化槽		45,401	14.7%	45,401	100.0%
合 計		292,191	94.7%	271,421	92.9%

市全体住民基本台帳人口	308,498 人
-------------	-----------

※污水处理人口普及率＝各施設の污水处理人口の総計÷住民基本台帳人口×100

水洗化率（％）＝接続人口÷污水处理区域内人口×100

污水处理人口普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがあります。

3 近年の国の動向

□「汚水処理の事業運営に係る広域化・共同化計画の策定について」
(平成30年1月 総務省・農水省・国交省・環境省の4省により発出)

○内容

汚水処理施設事業の課題

執行体制～ヒト～ 持続可能な下水道事業運営を行うための体制確保
施設管理～モノ～ 効率的な施設利用と計画的な維持管理の実施
経営管理～カネ～ 維持管理費の削減等による汚水処理原価の低減

将来にわたり持続的な運営が図られるよう、効率的な事業運営が求められる。

広域化・共同化が課題解決（改善）の手段の一つ

各都道府県が市町村等とともに検討体制を構築 → 作成

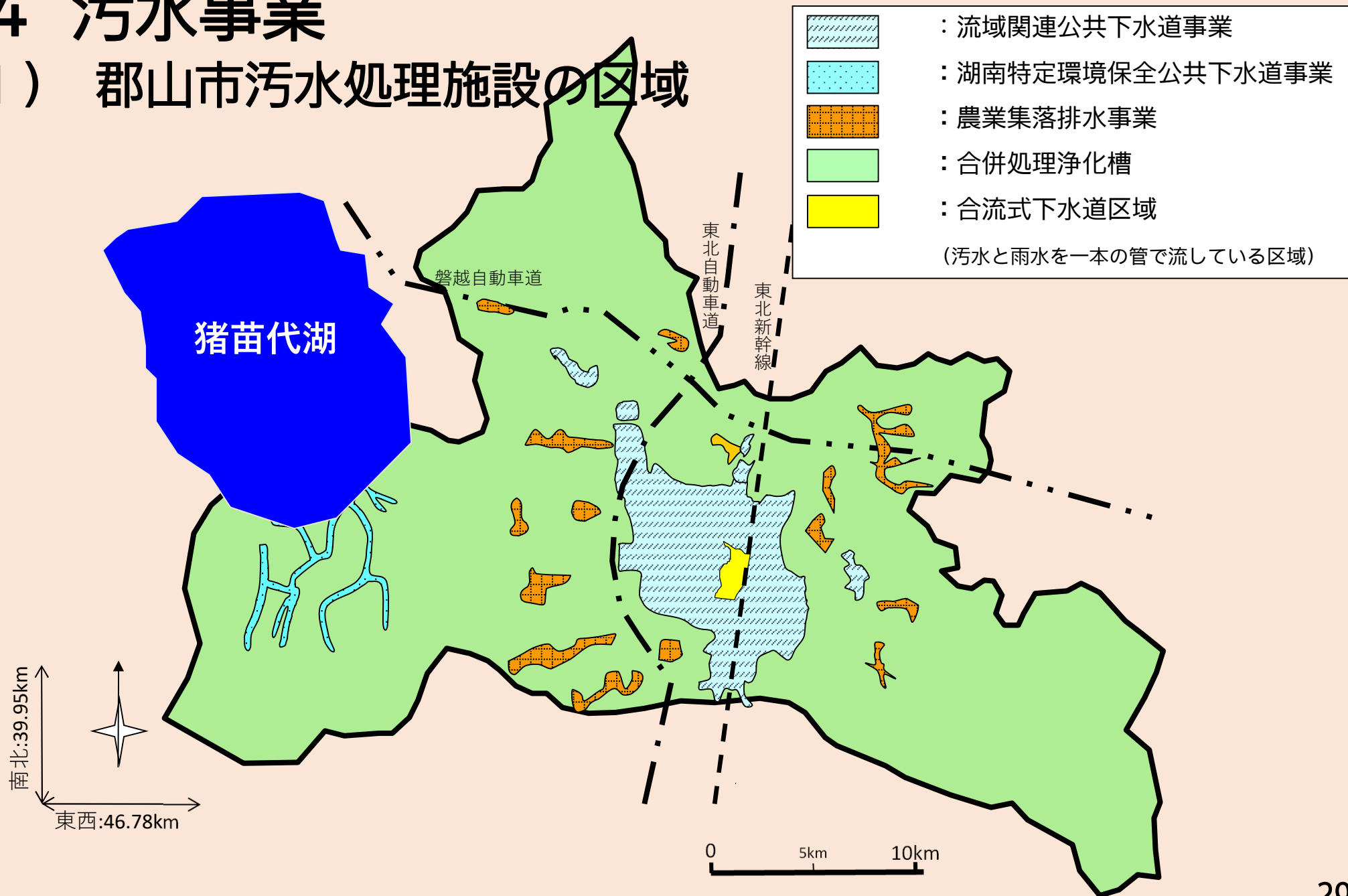
福島県では令和4年度に福島県汚水処理事業広域化・共同化計画を策定

ハード対策「処理施設の統廃合」

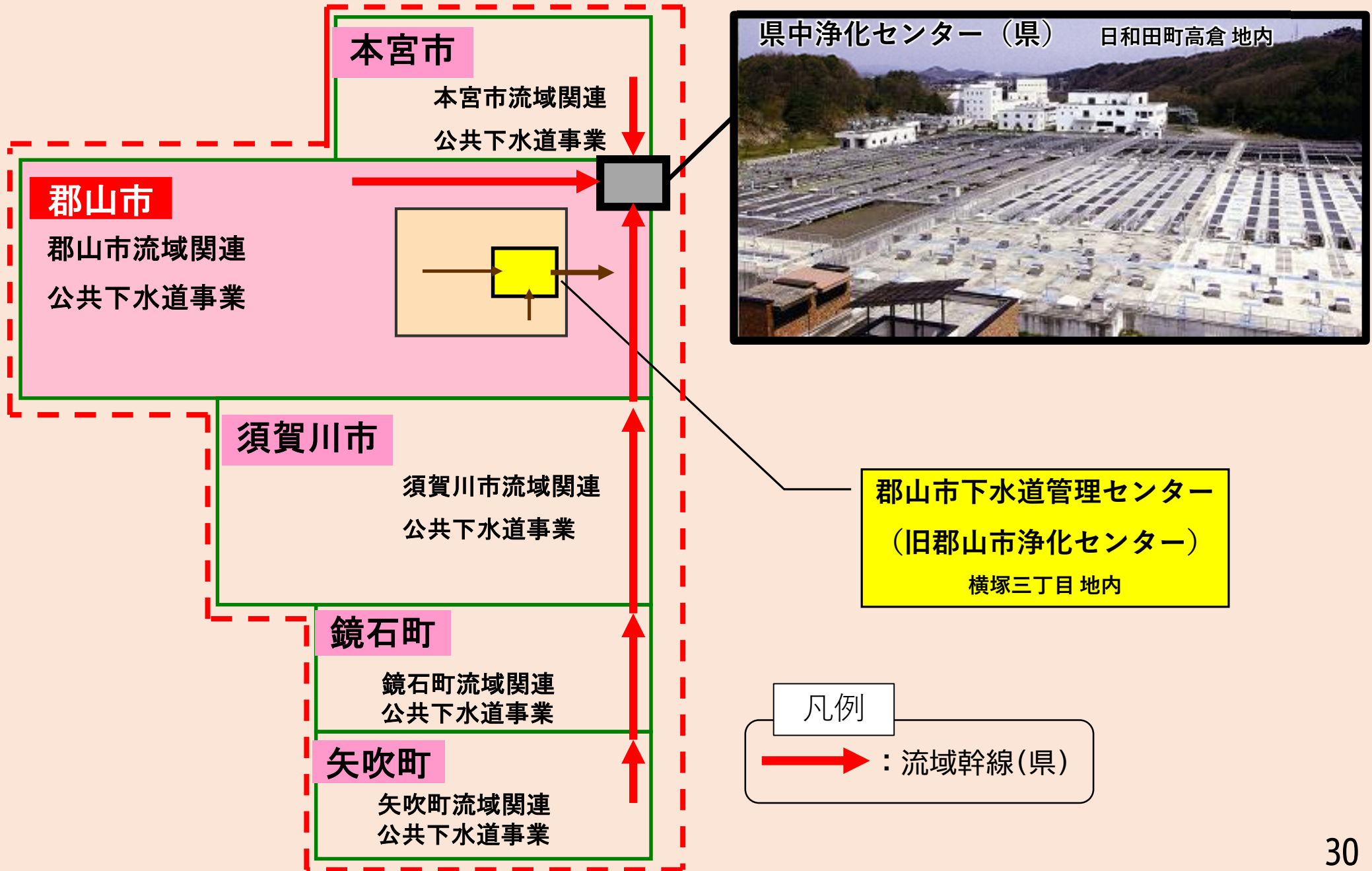
ソフト対策「維持管理の共同化」

4 汚水事業

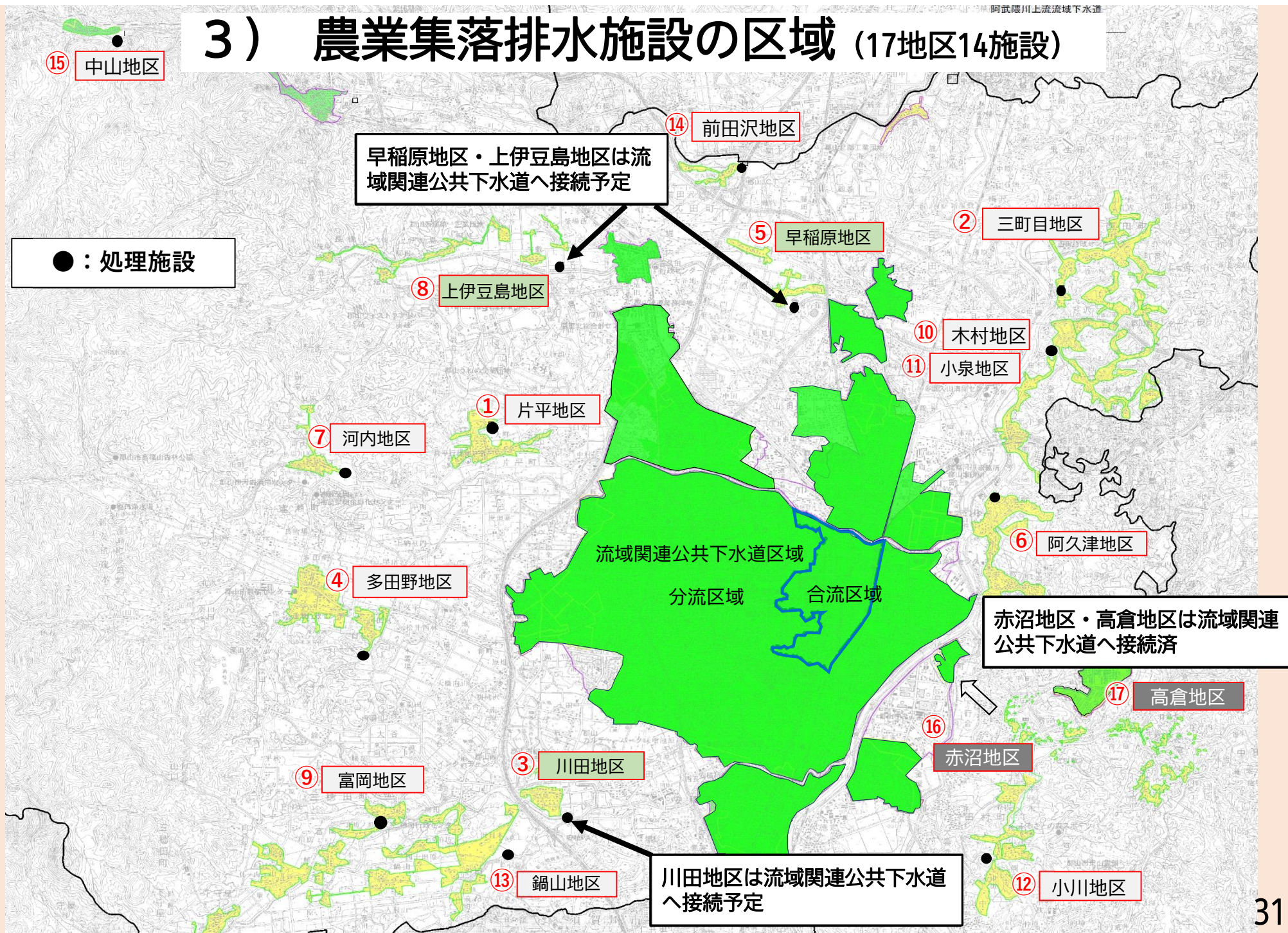
1) 郡山市汚水処理施設の区域



2) 福島県阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）の区域



3) 農業集落排水施設の区域 (17地区14施設)



郡山市の下水道等使用料

一般用

汚水量に関わらず
かかる料金

基本水量	基本使用料 (円)
10m ³	1,306

+

汚水量に応じてかかる料金

汚水量	超過使用料 (円/m ³)
11～20m ³	176
21～51m ³	203
51～100m ³	230
101～200m ³	263
201～500m ³	291
501～	318

下水道等使用料

【参考】一般家庭の下水道等使用料
(汚水量20m³)

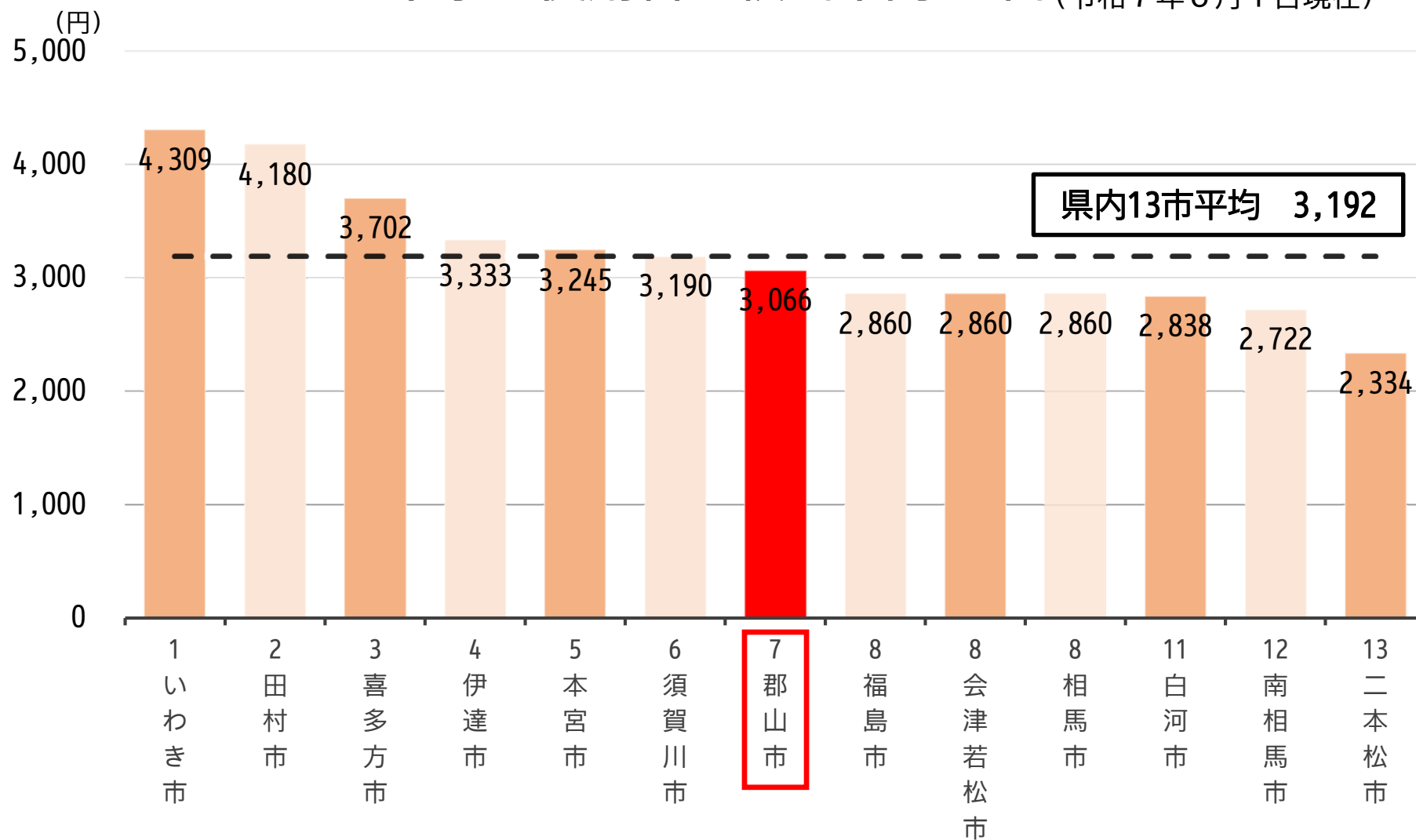
3,066円/月

(月額・税込)

※農業集落排水は下水道に準じた使用料としている

福島県内13市の下水道使用料

下水道使用料比較（県内13市）
20m³/月の場合の比較
(令和7年6月1日現在)



5 雨水事業

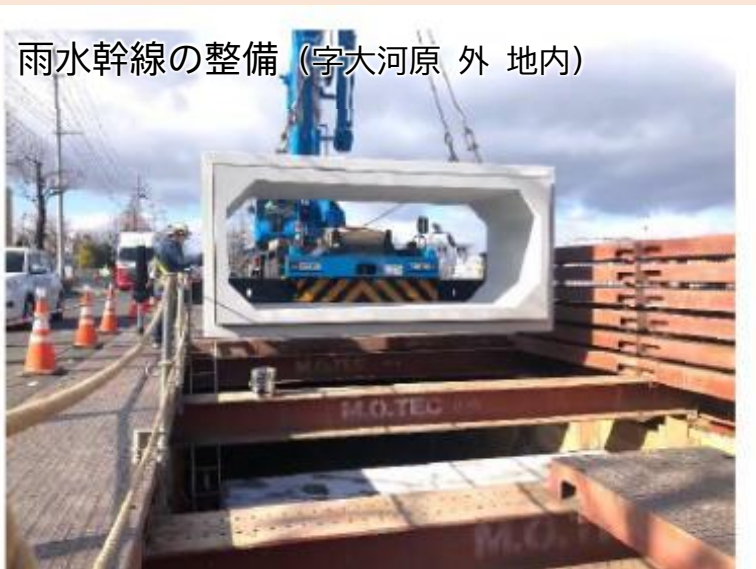
1) 排水対策施設の整備状況

○事業内容： 浸水の危険性の高い地区において、
雨水幹線・雨水排水ポンプ場を整備。

- ・雨水排水ポンプ場（7 か所供用）

梅田ポンプ場、水門町ポンプ場、古川ポンプ場、横塚ポンプ場、
古坦ポンプ場、五百淵ポンプ場、石塚ポンプ場

雨水幹線の整備（字大河原 外 地内）



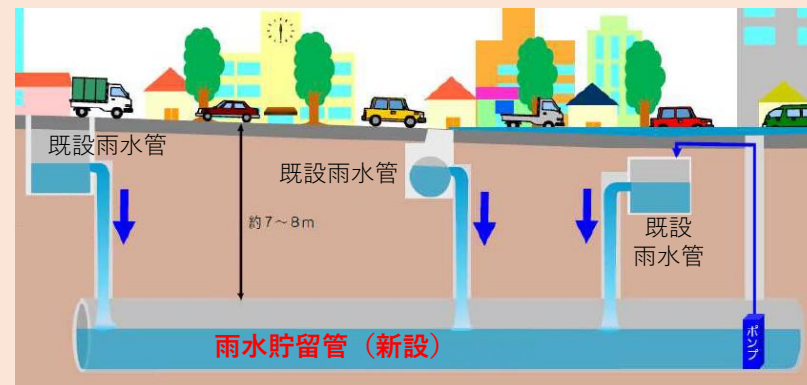
古坦ポンプ場（富久山町久保田字古坦 地内）



郡山市ゲリラ豪雨対策9年プランによる下水道事業（雨水貯留施設整備）



雨水貯留管のイメージ



浸水対策の効果

麓山調整池（令和元年6月18日から暫定供用）

令和元年5月15日(水)
10分間雨量20mm
1時間雨量33mm

通行止め 1箇所



令和元年6月23日(日)
10分間雨量18mm
1時間雨量33mm

通行止め 0 箇所

同程度の雨だったが浸水が軽減



麓山調整池の供用開始後

2) 雨水活用補助金と止水板等工事補助金

○水資源の有効活用及び浸水被害の軽減を目的に、平成8年度から**雨水流出抑制施設**の設置者へ補助金を交付する事業。

下記3つの補助対象があり、設置者の水道及び下水道使用料金の節約にも繋がります。

施設区分	補助割合	限度額
浄化槽転用等雨水貯留施設・ 埋設型雨水貯留施設	工事費の2/3	25万円（一般住宅）
		40万円（事業所など）
浸透ます（4基まで）	工事費の2/3	2万5千円（1基あたり）
地上設置型雨水貯留タンク（100L以上）	購入費の2/3	4万円



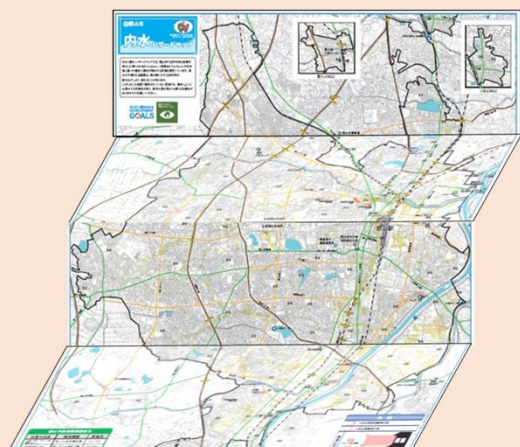
○建物の浸水被害を軽減するため、建物等の所有者又は使用者を対象に、止水板設置工事費の一部を補助します。

【工事費の1/2、限度額30万円】



3) ハザードマップ

○ハザードマップは、以下の浸水が予想される範囲とその深さ及び避難場所などを表示し、浸水時に市民の皆さんの避難に、役立つよう作成したものです。



ポスター形式
(R2年度に市内全世帯へ配布)

台風等の大雨の場合は

洪水ハザードマップ



大雨により川の水が増水した場合に、堤防の決壊や越水により、川の近くが広く浸水

ゲリラ豪雨の場合は

内水ハザードマップ



短時間に強い雨が降った場合に、一時的に雨水を排水しきれず、地盤の低い地域が浸水

洪水ハザードマップ
(建設構想部河川課)

大雨により川の水が増水した場合に、堤防の決壊や越水により浸水が想定される範囲や浸水の深さを表示したもの。

内水ハザードマップ
(上下水道局経営戦略課)

局地的大雨(ゲリラ豪雨)が降った場合に、浸水が想定される範囲や浸水の深さを表示したもの。

※ 3次元浸水ハザードマップ(郡山市ウェブサイトにおいて53地点を公開)

memo

memo

memo
